

写

令和2年7月20日

長野地方最低賃金審議会
会長 岩崎 徹也 殿

長野地方最低賃金審議会
運営問題小委員会
委員長 倉崎 哲矢

長野地方最低賃金審議会の運営について（報告）

令和2年7月20日開催の当委員会において、令和2年度における標記について検討した結果を、下記のとおり報告します。

記

- 1 長野県最低賃金について
 - （1）発効は、10月1日を目途に審議する。
 - （2）関係労使からの意見聴取は、意見陳述により行う。
 - （3）結審は、審議会令第6条第5項を適用しない。
- 2 特定（産業別）最低賃金について
 - （1）発効は、原則、従来どおりとする。
 - （2）第1回の専門部会は全業種の合同部会とする。
 - （3）各専門部会は、3回を目途で結審とする。
 - （4）結審は、全会一致に限り審議会令第6条第5項を適用する。

以上